

保護者様

江戸川区立葛西第二中学校長

伝染病について

お子さまが伝染性の病気にかかった場合は完全に治癒してから登校するようにしてください。

ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については症状により医師が感染のおそれがないと認めた場合はこの限りではありません。

	病名	出席停止期間
1	インフルエンザ	解熱後2日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで
3	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
5	風疹	発疹が消失するまで
6	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
10	流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
11	急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
12	溶連菌感染症	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
13	伝染性紅斑(りんご病)	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
14	手足口病	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
15	その他の伝染病	

※証明書は治癒後登校するときにご提出ください。

きりとりせん

治癒証明書

学校長殿

年 組 氏名

病名

月 日より登校可能であることを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師